調査報告書（公表版）

令和４年６月２９日

豊田市

この調査報告書（公表版）は、豊田市立小学校児童重大事故再調査チーム（以下「再調査チーム」という。）が令和４年３月３１日に市長に提出した調査報告書を基に、いじめや自死の再発防止を目的に、個人情報に配慮して作成し（※）、公表するものです。

※いじめや自死の再発防止という公表の目的を達成するためには、いじめ行為自体などの事実関係の記載は必要ですが、他方、詳細な人間関係やいじめ行為の具体的な内容など、いじめの行為者等の特定につながる記載等については、公表の目的と公表による関係者への影響や権利利益の不当な侵害のおそれを比較衡量し、概要的な記載に留めるなど、再調査チームの同意を得た上で記載上の配慮を施しています。御了承ください。

目　　次

第１　はじめに・・1
１　再調査にいたる経緯
２　再調査事項
３　再調査の実施体制
４　再調査の実施方法
（１）同級生からの聴き取り
（２）職員からの聴き取り・当校の見学
（３）Ｘ及びＹの両親からの聴き取り・ご自宅訪問等
（４）警察の遺族に対する説明時の同席
５　再調査の実施過程

第２　再調査にあたり基礎とした事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
１　委員会報告の基礎となった資料
（１）委員会調査の前提となった資料
（２）検討委員会が実施した関係者聴き取り議事録及び音声
２　再調査において新たに基礎とした資料
（１）教育委員会に要請の上、新たに提供を受けた資料
（２）遺族から新たに提供を受けた資料
（３）聴き取り結果

第３　いじめの認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
１　いじめの定義
２　Ｘについて
３　Ｙについて

第４　本件事案の原因について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１　Ｘについて
（１）Ｘの性格傾向
（２）孤独感
（３）Ｘからのサイン
（４）年明け以降の状況

２　Ｙについて
（１）Ｙの性格傾向
（２）気を遣う関係性維持のための疲労感
（３）自由に交流できないことによる孤立感
（４）当時のＹの精神状態
３　「自死の計画」について
４　いじめとの関連性

第５　学校における背景事情と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
１　学校の状況
２　本件事案当時の当校のいじめ防止の取組状況
（１）いじめ防止基本方針の策定及び実施状況
（２）学校における体制整備
（３）学校における取組
３　自殺に関する周囲の認識
（１）児童の認識
（２）教員の認識

第６　本件事案発生時の対応の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
１　アンケートの取り方
２　心のケアのあり方
３　重大事案発生時の対応準備の不備

第７　重大事故再発防止検討委員会の対応や委員会報告の問題点・・・・・・・・・・・26
１　検討委員会委員の構成について
２　児童に対する聴き取り不足
３　遺族からの資料提供不足

第８　本件事案後の再発防止に向けた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
１　当校の対応
（１）校内関係会議の精選と充実
（２）スクールカウンセラーの来校日の増設
（３）心の相談員の配置
（４）相談申込みツールの設置
（５）相談可能な環境づくり
（６）命の教育の充実・まわりを幸せにする意識の育成

（７）アンケートや相談週間の見直し
（８）教師が子どもと向き合う時間の創出・教師のカウンセリング力の伸長
（９）いじめの認知
２　教育委員会の対応
（１）教育相談技術の向上を目的とした校外研修の実施
（２）自殺予防教育をテーマにした校内研修の実施
（３）自殺予防をテーマにした大人向けの研修の実施
（４）命に関わる社会の出来事に関する情報共有の場の設定
（５）学校生活・いじめに関するアンケートの見直し
（６）保護者・教員向けいじめのサイン発見チェックシートの作成
（７）タブレットを活用した教育相談の仕組みづくり
（８）相談窓口カードの配布と活用方法の周知
（９）自己肯定感を高め、命を大切にする道徳教育の充実
（１０）多忙化解消プランの改訂
（１１）スクールロイヤーの配置
（１２）教育相談体制の見直し
（１３）校内いじめ防止対策組織といじめ対応の見直し
（１４）相談室の状況把握と整備
（１５）スクールカウンセラーの増員とスーパーバイザー配置によるスクールカウンセラーの力量向上
（１６）心の相談員の増員と研修の充実
（１７）校内の大人の増員
３　まとめ

第９　再発防止に向けての提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
１　いじめ
（１）いじめ防止基本方針の周知徹底
（２）実効性のあるいじめ防止対策組織
（３）教職員へのいじめ防止研修の実施
（４）児童・生徒に対するいじめ予防教育
（５）児童・生徒へのアンケート手法の見直し
（６）加害児童・生徒の指導
（７）関係機関等との連携等
２　自殺
（１）教職員への研修
（２）教職員の情報の共有

（３）保護者、関係機関との連携
（４）児童・生徒に対する予防教育
（５）命を大切にする教育
（６）早期発見
３　その他
（１）専門家の活用
（２）子どもの人権の尊重

おわりに・・47

第１　はじめに

１　再調査にいたる経緯

平成３１年３月１２日午後６時５２分頃、豊田市立小学校（以下「当校」という。）６年生に在籍していた女子児童Ｘ及びＹが、豊田市内のマンションから飛び降り、いずれも死亡した（以下「本件事案」という。）。

豊田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本件事案を受け、文部科学省が定める「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月１日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議。以下「背景調査の指針」という。）に基づき、事実関係を明らかにするための調査と重大事故の対処及び同種の事故の再発防止策の検討等を行う機関として、豊田市立小学校児童重大事故再発防止検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した（平成３１年４月１日施行「豊田市立小学校児童重大事故再発防止検討委員会設置要綱」）。

検討委員会は、令和元年６月２７日から令和２年６月１８日までの間、事実関係を明らかにするための調査を進めた上で、重大事故の対処及び同種の事故の再発防止策の検討等を取りまとめ（以下これらを「委員会調査」という。）、同年６月１８日付「豊田市立小学校児童重大事故再発防止検討委員会調査報告書」（以下「委員会報告」という。）を教育委員会に提出した。

これに対し、死亡した女子児童らの両親より、委員会調査が不十分であり、調査継続を希望する旨の所見が提出された。

これを受け、豊田市は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第３０条第２項の規定による再調査が必要であると判断し、受託者を含む再調査チームにこれを委託したものである。

２　再調査事項

法、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）、以下「国のいじめ防止基本方針」という。）、背景調査の指針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省。以下「ガイドライン」という。」）等を踏まえるとともに、委員会報告の内容を踏まえ、委員会調査の実施過程及び実施内容並びに委員会報告の内容を精査し、次に掲げる事項について再調査を実施するものとする。

（１）本件事案に係るいじめに関する事実の確認
（２）本件事案といじめの因果関係の検証
（３）（１）及び（２）の内容を踏まえた再発防止に向けての提言
（４）必要があるときは前３号に掲げる事項以外の事項

３　再調査の実施体制

本件については、以下の受託者及び補助者がチームを結成の上、再調査にあたった（以下、再調査実施主体を「再調査チーム」という）。

受託者	弁護士	福谷朋子
補助者	精神科医師	平田美音
	臨床心理士	坪井裕子
	弁護士	犬飼敦雄
	弁護士	光野良祐

４　再調査の実施方法

再調査にあたっては、小学６年生で命を絶たざるを得なかったＸ及びＹが、どのような子らで、どのような人に囲まれ、毎日どのような生活をしていたのか、その中でどのようなことを感じていたのかを、まず再調査チームが理解することが大切であると考えた。そのため、Ｘ及びＹの過ごした学校や家庭の様子を理解することに努め、当時の本件事案とは一見直接の関わりがないような資料や、Ｘ及びＹと関わりが薄かった児童であっても、Ｘ及びＹの人となりや取り巻く環境を理解するための一助となると考え、調査への協力が得られた場合には、積極的に収集しまた聴取を行うものとした。

また、遺族にとってはこれが最後の調査となることを念頭に、できる限り遺族の意向に沿った形で調査を尽くすことを目的とし、再調査チームとして、必要と考える資料の収集や、関係者に対する聴取については、可能な限り広く行うよう努めたつもりである。

さらに、第三者性（中立性）確保の観点から、委託者である豊田市の担当者が情報に直接接することがないよう、遺族とも協議の上、以下のような工夫を行った。具体的には、再調査への協力依頼文に対する返信につき、①郵送での回答については、返信用封筒の宛先を豊田市役所とするものの、豊田市職員は同封筒を開封することなく再調査チームのメンバーに転送し、内容を確認するのは再調査チームのみとした。また、②郵送以外の方法での回答については、再調査チームとして専用メールアドレスを設置し、また、連絡先として受託者の電話番号を明示した上で、豊田市職員を介することなく直接連絡調整が可能となるようにした。

なお、遺族に対しては随時調査の報告を行った。報告の際には、聴取の対象者名、個々の聴取の内容及び収集した資料の内容については、聴取の協力者に守秘を約束していることや、調査の中立性・公平性から説明を行わなかったが、それらに抵触しない調査の方針、方法、進捗状況等については、可

能な限り説明を行い、遺族の意向を聴取しながら進めたつもりである。遺族は、再調査チームの守秘、中立性・公平性を十分に理解した対応をされた。

（１）同級生からの聴き取り

本件事案においては、翌日に当校がＸ及びＹの同級生であった当該学年の児童全員に対して実施したアンケートが存在し、委員会調査においては、同アンケートをもとに聴き取りを要請する児童等が決定されていた。しかし、同アンケートについては、無記名式とされていたため一部記入者が特定できなかったことや実施方法に後述する問題点が確認されたことから、再調査にあたっては、再度、記名式でのアンケートを実施するものとし、可能な限り広く情報を集めることを目的として、平成３０年度当時当校に在籍していた同学年児童８７名全員に対し、再調査（アンケート及び個別の聴き取り）への協力依頼を郵送したものである。

なお、再調査開始の時点において本件事案からすでに２年以上が経過していた。児童らは本校を卒業してそれぞれ新たな学校に在籍し、さらに中学３年生という立場にあった。本件調査は任意の調査であり、関係者の協力がなければ調査自体困難であることから、再調査チームとしては、児童らの負担を最小限に抑えるべく、再調査依頼の発出時期や児童らの聴取時期に配慮した上で、協力を求めた。アンケート実施にあたっては、背景調査の指針資料５（３４頁）を参考に、承諾書欄に児童保護者の連絡先記入欄を設けるなどの工夫をした上で、アンケートを踏まえて個別にメールや電話等対象者が希望する連絡方法に合わせて聴き取りの依頼が可能となるよう対応した。また、全児童に対して送付した再調査協力依頼文に再調査チーム専用メールアドレスを明示し、また、再調査チームへの問合せ窓口として受託者の電話番号を記載し、個別のメールや電話に対応できるようにした。さらに、聴取時期や時間・場所等についても聴取対象者の希望に応じて対応する旨を明記して、実際に、複数の聴取場所候補の中から場所を選択してもらう方式とし、さらに具体的な希望場所を提案してもらえれば再調査チーム員がそこまで出向くことも可能な体制を整えた。

その上で、前記載のとおりＸ及びＹを取り巻く環境を広く調査し、理解するため、Ｘ及びＹとの関係性の濃淡にかかわらず、アンケートにおいて聴き取りに協力するとの回答があった児童全員に対して面談での聴き取りを実施した。また、面談での聴き取り実施は困難であるものの、その他の方法での聴き取りには協力すると回答した児童に対しては、電話での聴き取りを行った。

さらに、一定期間までに回答がなかった児童に対しては、再度、全員に対して、再調査への協力依頼文を郵送した。その結果、これに応じて情報を提供してくれたり、聴き取りに応じてくれたりした児童も存在した。

アンケートに協力してくれた児童は６２名、聴き取りに応じてくれた児童は１７名（うち面談１５名、電話２名）であった。聴き取りにあたっては、児童の心情に配慮すべく、必ず精神科医あるいは臨床心理士のいずれかが同席できるよう日程調整を行った上で実施した。

（２）職員からの聴き取り・当校の見学

平成３０年度当時当校６年生担任であった教員３名、校長、教務、委員会担当教諭、スクールカウンセラー、過去にＸやＹの担任であった教員２名に対して面談での聴き取りを実施した。また、Ｘ及びＹが過ごしていた学校の教室や廊下の配置、その雰囲気等を知るため、当該学年の教室を含めた学校全体を見学するとともに、当校周辺の様子やＸ及びＹが飛び降りたマンションも外部から状況を確認した。

（３）Ｘ及びＹの両親からの聴き取り・ご自宅訪問等

Ｘ及びＹの両親に対しては、随時調査の進捗報告を行ったが、これとは別に、Ｘ、Ｙそれぞれの性格や生育環境、当時の状況等について、個別に聴き取りを実施した。その際、Ｙについては再調査チームが自宅を訪問し、Ｙの自室や生活空間を拝見させていただいた上で、父及び母の聴き取りを実施した。

（４）警察の遺族に対する説明時の同席

Ｘ及びＹの両親から、当時の状況につき警察に情報開示請求をしてもらい、これに基づいて開示された情報についての遺族に対する警察からの説明に同席した。

５　再調査の実施過程

以下の日程で実施した。

なお、再調査にあたっては、豊田市職員等による事務局は設置せず、原則として再調査チームの委員において会議の会場手配・日程調整や聴き取りに応じてくれた児童の保護者との日程調整、遺族との連絡調整等を行った。ただし、遺族との面談、聴き取りにあたっての会場手配（市役所等を希望された場合）については、法務課に部屋の確保等協力いただいた。

令和３年４月３０日	業務委託
令和３年５月７日	再調査チーム会議①
令和３年５月１６日	再調査チーム会議②
令和３年５月２０日	遺族面談①
令和３年５月２２日	再調査チーム会議③
令和３年５月３１日	全児童に対し再調査協力依頼文とアンケート送付
令和３年７月３日	再調査チーム会議④
令和３年７月１１日	遺族面談②
令和３年７月１７日	再調査チーム会議⑤
令和３年７月２２日	未回答の児童に対し再度調査協力依頼文送付
令和３年７月３１日	児童等聴き取り①（面談２名）
令和３年８月１１日	児童等聴き取り②（面談２名）
令和３年８月１３日	児童等聴き取り③（電話１名）
令和３年８月１４日	児童等聴き取り④（面談２名） 再調査チーム会議⑥
令和３年８月１６日	児童等聴き取り⑤（面談３名）
令和３年８月１８日	児童等聴き取り⑥（面談２名）
令和３年８月２１日	児童等聴き取り⑦（面談１名）
令和３年８月３０日	児童等聴き取り⑧（面談２名、電話１名）
令和３年８月３１日	児童等聴き取り⑨（面談１名）
令和３年９月４日	再調査チーム会議⑦
令和３年９月６日	児童等追加聴き取り⑩（電話１名）
令和３年９月１３日	遺族面談③
令和３年１０月２日	再調査チーム会議⑧、遺族聴き取り・ご自宅訪問
令和３年１１月３日	再調査チーム会議⑨
令和３年１１月１５日	教職員聴き取り①（面談２名）
令和３年１１月２０日	教職員聴き取り②（面談４名）、当校見学
令和３年１１月２４日	教職員聴き取り③（面談２名）
令和３年１１月２７日	再調査チーム会議⑩
令和３年１２月１５日	教職員聴き取り④（面談１名）
令和３年１２月１７日	遺族面談④
令和３年１２月２５日	再調査チーム会議⑪
令和４年１月１５日	再調査チーム会議⑫
令和４年１月２９日	再調査チーム会議⑬
令和４年２月１１日	再調査チーム会議⑭
令和４年２月１９日	再調査チーム会議⑮

令和４年２月２８日　　遺族面談⑤
令和４年３月１日　　再調査チーム会議⑯
令和４年３月７日　　警察署同行
令和４年３月９日　　再調査チーム会議⑰
令和４年３月１６日　　再調査チーム会議⑱
令和４年３月２２日　　再調査チーム会議⑲
令和４年３月２３日　　再調査チーム会議⑳
令和４年３月２８日　　遺族面談⑥、再調査チーム会議㉑
令和４年３月３１日　　市長への報告

なお、上記のほか、再調査チームの委員間、法務課職員、遺族や聴き取りに協力してくれる保護者、事実確認が必要な保護者らの間で適宜メールや電話で連絡を取るなどした。

第２　再調査にあたり基礎とした事項

１　委員会報告の基礎となった資料

（１）委員会調査の前提となった資料

- 学校アンケート(児童)写し
- 学校アンケート(教職員)写し
- 教育委員会が実施した担任への聴き取り
- 保護者説明会後アンケート(保護者)写し
- Ｘ及びＹが作成した手紙、メモ類
- 教育委員会作成基本調査のまとめ
- 命日にＸ及びＹ宅に届いた手紙
- 教員からＹへのメッセージカード
- 自殺予防リーフレット、自殺予告への対応について
- 当校市スクールカウンセラー実績報告書(学校用)、勤務実績
- 令和元年度当校相談体制及び相談環境の改善について
- 卒業アルバム
- 卒業文集(Ｘ及びＹ作成箇所)
- 平成３０年度６年生学年名簿
- 平成３０年度職員名簿
- 当校いじめ防止基本方針
- 当校児童保護者からの手紙(聴き取り協力に対する回答)
- 当校児童保護者との電話記録（３名分）

（２）検討委員会が実施した関係者聴き取り議事録及び音声

- 遺族両親への聴き取り結果
- 教職員（６名）への聴き取り結果
- 児童（５名）への聴き取り結果

２　再調査において新たに基礎とした資料

（１）教育委員会に要請の上、新たに提供を受けた資料

- 平成３０年度６年生行事予定
- ６年α組、６年β組時間割
- Ｘ及びＹ成績評価
- 委員会調査における聴き取り依頼児童の保護者からの回答書（１５名）
- 緊急支援報告用紙

（２）遺族から新たに提供を受けた資料

- Ｘ、Ｙそれぞれについて、情報開示請求に基づき警察から開示を受けた書類等一式
- Ｘ　ランドセル
- Ｘ　交換ノート、自主勉ノート、自由帳、通知表等
- Ｘ　ＬＩＮＥトーク画面（「未開封」のトーク先については、開封せず、内容未確認）
- Ｙ　ノート、メモ、手紙、通知表等
- Ｙ　キッズ携帯を使ったメールのやりとり
- Ｘ及びＹ写真

（３）聴き取り結果

- Ｘ及びＹの両親（４名）
- 当時の当校職員（９名）
- 当校在籍児童及び保護者（１７名）

第３　いじめの認定

１　いじめの定義

文部科学省の法第２条の定義では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められている。この定義によれば、いじめ行為の担い手である「一定の人的関係にある者」が、対象者である受け手に対して、何らかの「心理的あるいは物理的な影響を与える行為」を行い、受け手が「心身に苦痛を感じて」いれば、当該行為は「いじめ」である。言い換えれば、行為者が、どのような意図に基づき、またどのような理由から、相手に対して当該行為を行ったかは問わないということである。この定義によれば、従前のとらえ方によれば「いじめ」とは認定されないような行為であっても、受け手が心身の苦痛を感じていればいじめと認定すべきことになる。

法が規定するこの定義に対しては、社会通念上いじめとは乖離した行為、たとえば、軽いいじりや好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合などをもいじめとされてしまい、範囲が広すぎるという批判がある。しかし、法がいじめを広く定義したのは、心身に苦痛を感じている子どもたちがこれを周囲に伝えることができないことが多く、教職員がいじめと認識したときには、すでに回復が難しいほどにいじめが深く浸透してしまっていることが少なくないためである。周囲の大人が、いじめられている側の子どもが発する些細なサインを見逃すことなく、速やかにいじめを認知し、いじめとして対応することで、いじめられている側の子どもを保護するとともに、いじめている側の子どもの行動や意識を修正するなどの方法で、いじめている側の子どもの発達をも保障できるようにという趣旨で定められた定義なのである。

いじめ定義の解釈や運用に関する問題に対して、文部科学省は、「法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である」との見解を示している。本件調査は、学校の対応（いじめの認知、見守り、必要に応じた指導及び解決）の検証も目的としているから、再調査チームとしても、法の定義にしたがって、広い範囲でいじめを認定することとする。よって、本報告書においていじめと認定された行為が必ずしも民法上の不法

行為を構成するものとは限らない。

再調査チームがＸ及びＹに対するいじめと認定した行為は、以下のとおりである。

２　Ｘについて

（１）複数の児童からの悪口等

（２）複数の児童からの無視

（３）席替えの際に、好きな子同士で席を決めてもよいという状況の中、Ｘが一緒になりたかった児童３人組とも、別の仲の良い児童２人組とも一緒になれず、一人だけ席が離れてしまったこと。この時点で児童らに敢えてＸを排除しようとする意図までは認定できないが、Ｘが残した手紙の内容等からすれば、Ｘにとって児童らは特別な存在であり、Ｘは心身の苦痛を感じていたと思われる。グループ分け等の際にこのようなトラブルが往々にして発生すること、関与した児童生徒に故意に対象者を排除する意図がない場合もありうることは事実であるが、再発防止を目的とする本件報告書においては、法の規定する広い定義を前提とし、Ｘが心身の苦痛を感じていたか否かという観点から、席替えの件をいじめであると認定するものである。

（４）クラスのレクリエーションの際、ある児童がＸを捕まえ、別の児童がＸに集中的にボールを当てていた行為。前にＸが当てていた事実も確認されており、当て返しであったと推測されるが、行き過ぎであり、Ｘに心身の苦痛を与える行為、すなわちいじめであったと認定した。

３　Ｙについて

（１）Ｘ作成の手紙（※以下の【参考】を参照のこと。）に記載の発言について、目撃証言は確認できず、実際に発言があったかは不明であると言わざるを得ないが、Ｙが、その発言内容を否定せず下線部を追記していることからすれば、Ｙが２人の児童から「死ね」「キンがつく」というような趣旨のことを言われたと考えてＸに伝えたこと、Ｙ自身がそれに心身の苦痛を感じていたこと。

（２）聴き取りにおいて確認された「うつむいて歩く」「ハブられている印象」といったＹの様子からは、少なくともある一定の時期以降、２人の児童とＹが２対１となる構図が常態化していた可能性が高いと考えられること。

（３）ある児童がＹと他の児童の椅子を入れ替えて、複数の別の児童がそれを見て笑い、Ｙが「何を笑っているの？」と聞いたところ、「気づかな

くてウケる」と言われ、Ｙがトイレで泣いたこと。

（４）Ｙがある児童からＸや特定の児童との会話を禁じられていたこと。Ｙ宅から発見された手紙類の記載からは、Ｙがある児童を怒らせることを恐れてＸや特定の児童を避けざるを得なかった状況がうかがえる。

【参考】Ｘ作成の手紙

（１枚目）
校長先生へ
全校生徒によんでください。

（２枚目）
全校生徒の皆さんへ
いじめというとどんなイメージがありますか？（手をあげてもらい、いけんをきく）
怖いですよね。悲しいですよね。今からある女の子の話をします。
あるところにＹちゃんという子がいました。そのＹちゃんは２人の友だちとケンカをしてしまいました。２人はＹちゃんが近づくたびに「死ね」「キンがつく」などといっていました。
これはいじめだと思いますか？これは明らかにいじめです。
結局３人は仲なおりしましたが、その後もＹちゃんは２人の好きなようにされていました。先生に相談もしませんでした。
このＹちゃんのことをどう思いますか？（いけんを聞く）
私はＹちゃんの事をとても強い人だと思います。自分でかいけつしようとしてすごいと思います。だけどこれは少しちがうと思います。
私がこの手紙をかいたのは、理由３つあります。
１つ目は、いじめをしちゃいけないことを伝えたかったから。
２つ目は、相談することがかっこわるいことじゃないことを知ってほしいから。
３つ目は、あなたがほんとに仲の良い人に出会ってほしいからです。
分かってくれたらうれしいです。
これで話を終わります。

でもそのＹちゃんは２人のことが大大大好きなんだって。友達のきずなは深いですね。

Ｘ

※実際に原本を確認したところ、その文字の濃さや筆跡からすると、最後の「でも」からの２文（下線部（下線は再調査チームが付したものである。））は、その前の文章とは違う人物によって書かれたものと推測される。再調査チームとしては、Ｘが作成した文章に、Ｙが下線部を追記したものと考える。

第４　本件事案の原因について

再調査チームとしては、Ｘ及びＹは以下のような状況から生きづらさを感じ、これらが重層的に重なり合い、結果的に自死を選択するに至ったと考える。

１　Ｘについて

（１）Ｘの性格傾向

ア　Ｘにはきょうだいがおり、家庭ではもっとかまってほしくても甘えられるような居場所を見つけることができず、代わりに「しっかりした姉」の役割が存在意義であり、居場所だったのではないかと考えられる。

イ　Ｘは優しくて正義感が強く、小さい子からとても人気があった。家でも学校でも頼りにされ、その期待に応えようとしていたものと思われる。

（２）孤独感

ア　Ｘはある児童と交際していたが、Ｘから別れを告げたことにより、Ｘは結果的に居場所を失った。その後のＸは、クラスの児童にふざけて貼り紙を背中に貼るというちょっかいをかけたり、別の児童にＬＩＮＥをしたり、居場所を求めて、他者とかかわろうとした様子がうかがえるが、それによって生じたトラブルにより、さらに孤独感を深める結果となったと推察される。

イ　冬以降、Ｘについては、これまで以上に年下の子の面倒を見たり、プレゼントや手紙を渡したりするために低学年の教室を訪れたりなどの様子が多くの児童から目撃されている。もともとの思いやりのある性格に加え、誰かのために動くことで、自分の存在意義を見出そうとしていたのではないかと考える。

（３）Ｘからのサイン

後期に入ってから、Ｘが担任にクラス内でのいやがらせを訴えたが、行為者が特定できないということが、確認できただけで３回存在した。仮にＸが訴えるようないやがらせが存在したならば、これは明らかないじめであり、Ｘは継続して行われるいじめにより、著しい心身の苦痛を感じていたといえる。また、仮にそのような事実がなかったのであれば、Ｘとしては、自分に注目してもらったり、気にかけてもらったり、甘えを受け入れてほしかったのではないかと推察される。

（４）年明け以降の状況

ア　１月下旬以降、卒業式のピアノオーディションに落ちる、友人とトラブルになる、唯一親友といえるほど親しかったＹの私立中学進学が

決まり、別々の中学に進学することが決定するなど、Ｘにとっては希望の持てなくなることが続いた。

イ　Ｘは自殺計画を友人にほのめかし、結果的に担任に知れるところとなった。これは、誰かに気にかけてもらいたいというＳＯＳのサインだった可能性がある。

ウ　教師は嫌がらせを受けているという訴えを３回受け、さらに、２度にわたって自殺計画を知る機会があったが、本人の態度にそこまで切迫感が感じられなかったことや、日頃からＸより保護者に学校のことを話さないでほしいと強く言われていたこと等から、「大丈夫」という言葉を受けてそれ以上のアプローチに至らなかった。

２　Ｙについて

（１）Ｙの性格傾向

Ｙは成績優秀で優しく素直な性格であり、３年連続で学級委員を務めるなど、級友からも教員からも頼られ信頼される存在であったが、「いろいろできるのに自信なさげ」と評する教員がおり、また、Ｙの両親も「うたれ弱い」タイプであったと述べる。だからこそ、それを避けるために努力して他人に合わせる傾向や対人関係に過度に気を遣う傾向があったものと思われる。

（２）気を遣う関係性維持のための疲労感

２人の児童とＹとの３人の関係が密になるにつれ、Ｙは孤立してしまう状況をおそれ、いつしか、２人の児童に過度に気を遣い、相手の意向に沿うようになったと思われる。

Ｙが２人の児童からどう思われるかを過剰に気にしていたことは、Ｙが残した手紙類の内容からも推察でき、Ｙが自由に自分の意見を言ったり、行動したりすることが難しくなってしまったことは想像に難くない。

その結果、Ｙにとっては、失敗しないように緊張して頑張り続ける生き辛い日々が続いていたと思われる。

（３）自由に交流できないことによる孤立感

ＹにとってＸや特定の児童は、それぞれ、とても仲の良い友達であった。しかし、Ｙは別の児童から話すことを禁じられ、Ｘや当該特定の児童と自由に交流することができなくなってしまった。このことはＹに孤立感を与えたものと思われる。

（４）当時のＹの精神状態

ア　Ｙが残した手紙類には、「Ｙ、自分のことが大きらいなんだよねー。

ベッドで「どうしてＹなんか生まれたんだ」、「死ねばいいのに」って思ってた。」「Ｙが死ぬ理由、自分がきらいだから。」等の記載がある。

イ　Ｙは、優しく素直で、皆に好かれる子であった。にもかかわらず、思うようにいかない２人の児童との関係性の中で、結果として自己評価が下がってしまい、自分が大事な存在だとは思えなくなっていたのではなかろうかと、再調査チームとしては考えるものである。

３　「自死の計画」について

聴き取りによれば、最も早く自死の計画を聞いたのは、年明け前にＸから聞いたという児童であった。このことから、再調査チームとしては、もともとはＸが自死の計画をたてていたのではないかと考える。２月頃から受験が終わったＹと再び関係が接近し、Ｙが友人関係の中で苦労している様子を知り、お互いの生きづらさを共有し、この生きづらさから逃れる方法として「死」を考え始めたのではないかと推測する。

Ｙ自身は、友人との人間関係に悩みながらも、もともとは死のうと考えていたわけではなく、Ｘとの友情の中で「死」を意識していったのではないかと推察される。

Ｘ自身も、いじめによって心身の苦痛を受けていた可能性があるものの、Ｘが残した手紙（１１ページ【参考】を参照のこと。）には、Ｙが「２人の友人」からいじめを受けていたことのみが記載されている。少なくともこの手紙を書いた時点では、ＸはＹを苦しみから救うためにともに死ぬという思いにとらわれていたのではないかと思われる。ともに死に向かうことでＹにとってかけがえのない存在となるという思いの中で、Ｘは計画にのめり込み、他方、友人との関係に悩みを抱いていたＹも、その原因は全て自分にあると思い込み、自己嫌悪から抜け出せることを考え、計画を進めていったのではなかろうか。

とはいえ、ＹもＸも、最後の最後まで、本気で死ぬと思っていなかったふしがある。

二人で「自殺計画」を立てながら、周りにそのことを話すなど、「死にたいほどつらい状況」をわかってもらいたい気持ちもあったのではないかと思われる。しかし計画を聞いた児童らは、Ｘらの冗談っぽい対応に本気とは受け止めなかった。児童らを通じて、この計画は担任の知れるところとなったが、担任はＸの対応に差し迫ったものではないと判断し、このことをＸの親に連絡しなかった。

「自殺計画」に対する周囲の一連の対応の中で、ＸとＹが誰にも止めてもらえなかったと受け止め、ますます「死」に駆り立てられてしまった可

能性は否定できない。この時点で、２人は心理的視野狭窄の状態に陥っていたのではないかと思われる。ここでもし、２人に真剣に向き合って気持ちに寄り添い、「死」への傾倒を止めてくれる存在があれば、この事案は起こらなかったのではないかと考えてしまうものである。

４　いじめとの関連性

委員会報告は、レクリエーションにおけるＸへの対応やＹに対する２人の児童の態度を「いじめ」と認定しながら、「いじめ」を苦にしてというのであれば、間もなく小学校卒業という時期に死を選ぶとは考え難い等として、いじめと自死との関係を認定しなかった。

しかし、再調査チームとしては、Ｘ及びＹに対しては、認定したいじめが存在したことを前提に、それらの行為のいずれかが直接の原因となったものではないものの、少なくともいじめがなければ、Ｘが孤独感を深めて自死の計画を立てることも、Ｙが過度に自分を責めて命を絶つという選択をすることもなかった可能性があると考える。Ｘが「全校生徒のみなさんへ」という文章（１１ページ【参考】を参照のこと。）をあえて残し、校長先生に読んでもらいたいと思った心境を考えれば、小学校卒業が近いという理由で、いじめを苦にした自殺ではないと判断することは相当ではなく、いじめがなければ、自死を選択しなかった可能性がある以上、いじめと自死との関連性を否定することはできないと考えるものである。

第５　学校における背景事情と問題点

１　学校の状況

当校は、全校児童５５０人規模であり、豊田市内で中心部に位置し、家庭環境の幅が大きく、塾に通い、私立中学受験をする児童も豊田市内では比較的多い学校である。ヒアリングにおいては、教員らから、教員と児童との距離が近く、フランクな印象である、４、５年生まではからっとした空気であるが、中学受験による影響があるかもしれないが、６年生の夏過ぎくらいから空気が重くなる印象である等の意見が聞かれた。

２　本件事案当時の当校のいじめ防止の取組状況

（１）いじめ防止基本方針の策定及び実施状況

豊田市いじめ防止基本方針に基づき、当校においても、学校いじめ防止基本方針を策定している（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）。

そこで、学校いじめ防止基本方針に記載されている事項が実施されているかどうかを確認したところ、年間計画案のうちいじめ不登校対策委員会や子どもを語る会などについては実施されていたが、４月に予定されている学校いじめ防止基本方針の内容確認、７月と１２月に予定されている全教職員による「取組評価アンケート」の実施・検証、８月に予定されている現職研修（ＳＣによるケーススタディ）など、いじめ防止対策組織が行うものとされているが実行されていないものがあった。

（２）学校における体制整備

ア　いじめ・生徒指導・不登校対策委員会

学校いじめ防止基本方針によれば、「いじめ・不登校の問題についての対策を検討し、予防や解決を進めるために校長・教頭・教務・校務・学年主任・生徒指導主事・教育相談主任・保健主事・養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員等を加える。年４回、定期的に開催し、必要に応じて随時、委員を招集する。」集まりとして、「いじめ防止委員会、不登校対策委員会」を設置するものとされている。

この点、当校は、「いじめ・生徒指導・不登校対策委員会」を定期的に開催し、校長・教頭・教務・校務・学年主任・養護教諭・生徒指導主任をメンバーとして、不登校や発達障害の関係で手が出る児童など対応が難しいケースについて集中的に協議、検討をしており、平成３０年度は、３回実施していた。ただし、本来であれば、定期開催以外に、いじめ事案が生じた場合に随時委員を招集して開催し、いじめの認知を

して、対応方針を協議し、組織的で迅速な対応をすべきところ、当校ではそのような形での随時のいじめ・生徒指導・不登校対策委員会は開催されていなかった。

イ　学校としての組織的対応の脆弱性

平成３０年度の６年生の各担任間においては、比較的日ごろから情報共有は行われており、実際にトラブル等があれば、相互に協力しあっていたようである。聴き取りにおいては、担任が同年代であり話はこまめにしていた、教員間の連携はできていたと思う、女子児童の件については女性教員、男子児童の件については男性教員が、クラスを超えて対応するなど、３人で何とかするような感じであった等と担任らが述べていた。また、他の学校に比べれば、担任外の先生も指導をする学校であったとの声も聞かれた。しかし、他方で、クラス担任のことを気にしてしまい、他のクラスに介入しすぎるのは憚られる、上の人に相談することもあったが、基本的には学年で対応する、他の先生も頼れば話はしてくれるが、それぞれの教員の多忙感が大きくて、自分たちで解決せねばという思いがあった等の声も聞かれた。

当校が特に風通しの悪い学校であったというわけではないが、上記証言や、先に記述したいじめ・生徒指導・不登校対策委員会が機動的に機能していなかったことからも、基本的対応は各学年担当教諭や各担任に任されており、学校組織として各担任を支え、共に考える体制としては脆弱であったと言わざるを得ない状況が存在したと考えられる。

ウ　スクールカウンセラー

平成３０年度の当校のスクールカウンセラーの活用実績報告書によれば、いじめの相談は０件となっている。児童、保護者、教員のいずれからもスクールカウンセラーに相談はなかった。この点、友人関係の相談が６１件となっていたが、当時のスクールカウンセラーによれば、この相談の中に、いじめられているという話はなかったとのことである。

なお、平成３０年度、スクールカウンセラーは、７月までは月２回、１回７時間当校で勤務していたが、９月以降は、他の小学校と兼務となったため、２か月に３回の勤務となっていた。

スクールカウンセラーの記録によれば、Ｘは平成３０年度に２回、スクールカウンセラーと話しているが、いずれも友達の付き添いとして訪れており、休み時間を使っての短い接触にとどまっている。また、Ｙのスクールカウンセラーの利用は確認できていない。

児童の聴き取りにおいては、スクールカウンセラーについて、いつもいるわけではないから相談しにくい、知らない人に言っても解決にな

らないと思う、スクールカウンセラーに相談するという選択肢はない等の話があり、当時は何かあったときに気軽に相談できる状況ではなかったと推認される。

エ　スクールソーシャルワーカー

学校いじめ防止基本方針によれば、いじめ・生徒指導・不登校対策委員会の構成員としてスクールソーシャルワーカーも想定されていたが、現実にスクールソーシャルワーカーの加入はなく、また上記委員会以外でも、学校が、スクールソーシャルワーカーに支援を依頼することはなかったとのことである。

（３）学校における取組

ア　教員の認識・いじめの認知

第３で記載したとおり、Ｙについては、複数の児童より椅子を入れ替えられてトイレで泣くということがあったが、教員は入れ替えた児童や計画した児童らを注意したものの、いじめという認識までは有していなかったということが聴き取りで明らかになった。

また教育相談アンケートにおいて、ＸやＹ以外の児童から、誰かに悪口を言われて嫌だった、ふざけて叩かれるのが嫌だ等の記載が確認されたが、当該年度の６年生においていじめとして認知した件数は９件であった。教員の聴き取りにおいては、同一当事者において継続して同じようなケースがあったわけではないので、そのときに指導をして対応していた、ある程度の教室内で収まりそうなことについては大きく学校全体に挙げるようなこともなかった、全部挙げ出すとキリがないという思いもあり、話を聞いたり、指導したりすることで対応していた、指導等に忙殺され、報告を挙げるといった改まった時間を設けることすらできなかった等の声が確認された。

当校の当該年度のいじめの認知件数は、平成２８年度は３１６件、平成２９年度は３６９件であったのに対し、平成３０年度は２５７件に減少していた。

文部科学省によるいじめの定義は、平成１７年までは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされていたところ、平成１８年度から「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変更され、平成２５年９月２８日からは、法により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある

他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に変更されている。

このいじめの定義の変更に伴い、いじめの認知件数は全国的には上昇傾向にあり、小学校において、平成２８年度２３万７２５６件、平成２９年度３１万７１２１件、平成３０年度４２万５８４４件と増加している。にもかかわらず、当校では、前記のとおり、平成３０年度に減少している。もちろん、いじめ防止の効果により、いじめの認知件数が減少した可能性もあるが、聴き取りをした教員の話に基づけば、いじめの定義が教員の中で正しく理解されておらず、また教員によっては全部挙げ出すときりがない、報告を挙げる時間的余裕がない等の理由から、いじめとして認知して対応してこなかった状況がうかがえる。

法がいじめの定義を広く定めたのは、教員が認知するいじめは氷山の一角である可能性が高いことを考慮し、学校に慎重な対応を求める趣旨である。仮に、当該定義に沿って、Ｙの椅子の入れ替え等についていじめと認知して学校全体で対応していれば、その後の見守りにより、Ｙが心身の苦痛を感じていないかより注意深く確認ができた可能性も否定できない。

イ　子どもを語る会

学校いじめ防止基本方針によれば、「月１回、定期的に全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。」ものとされている。

実際、職員会議後の約２０分間、各担任が問題行動や不登校など気になる児童の情報を口頭で報告するという形で情報が共有され、平成３０年度は、月に１回実施された月が７回、月２回実施された月が１回存在した。ヒアリングにおいても、このように学校全体で情報共有が図られていたことを評価している教員が多かった。

ただ、内容的には、各担任の気になる児童の報告となり、担任に気づきがない場合には報告として挙がらず、またいじめについてはあまり報告として挙がっていなかったという指摘もあった。

ウ　なやマンデーアンケート（学校生活アンケート）

当校は、年１０回学校生活アンケートを実施し、児童からいじめや悩み事などがないかアンケート調査を実施していた。

しかし、同アンケートに記載する児童の数は少なく、ＸやＹがアンケートに悩みを記載したこともなかった。聴き取りにおいては、アンケートの実施方法につき、学校で配布しその場で記載する形をとっている

ため、長く書いていると、他の児童から何かあるのではないかと思われ、書かない子もいたのではないかと話す教員もいた。

なお、当校としては悩みの記載があるアンケートのみを保管する形としていたため、Ｘ及びＹのアンケート用紙はすでに廃棄されてしまっており、どんな記載をしていたか（あるいはしていなかったか）は確認できなかった。

エ　いじめの見守り体制、解消判断

国のいじめ防止基本方針においては、いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの要件が必要とされ、①については、少なくとも３か月を目安として、止んでいる状態が相当の期間継続していることとしている。そして学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があり、いじめ防止対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを確実に実行することが求められている。

しかし、当校においては、いじめ・生徒指導・不登校対策委員会は解消判断をしておらず、担任が解消判断をしており（当日解消とすることもあるとのことである）、上記指針の見守りなどはしていないことが確認された。

本件において、Ｙの椅子の入れ替えについて、いじめとして認知し、いじめ・生徒指導・不登校対策委員会において３か月の見守りを継続していれば、本件時も見守り継続中であった可能性があり、見守りの中でＹの動静に注意を払っていれば、その異変に気付けた可能性もある。

３　自殺に関する周囲の認識

（１）児童の認識

第４に記載のとおり、本件においては、Ｘ及びＹの自殺計画を相当数の児童が事前に聞いていた。その中には冬休み前から聞いていた児童もおり、２月に入ってからは多くの児童が知るに至っている。

しかし、ほとんどの児童がそれを冗談だと思い、また本人が「大丈夫」というので、大丈夫だと思い、教員に伝えたり相談したりすることはなかった。

（２）教員の認識

第４の１（４）で認定したとおり、担任としては、保護者に伝えること

にためらいがあったようである。子どもとの信頼関係を維持するため、子どもの希望を無視するわけにいかないと考えたことについては、理解できなくもない。

しかし、生命の問題については、いかに本人が軽い対応をしたとしても、真摯に向き合い、話を聴く姿勢を見せることが必要であった。また、仮に本人が嫌がったとしても保護者に伝えるのが相当であった。

平成２６年の文部科学省による『教師が知っておきたい自殺予防』のＱ＆Ａの中で、『自殺したい』などという気持ちを聞かされた人は強い不安に襲われ、不安のあまり、話をそらそうとしたり、激励したり、叱ったりしかねないことが示されている。そのうえで、「まず徹底的に聴き役に回ってください。絶望的な気持ちを正面から受けとめてくれる人がいることは、自殺予防の第一歩となるのです」と述べられている。

このように少なくとも児童・生徒から「死にたい」という言葉を聞いた場合は、たとえ冗談のように伝えられたとしても、真摯に向き合う必要があったといえる。

さらに、仮に何らかの迷いがあった場合には、担任一人で抱え込まず、他の教員に相談するなどして、情報を共有の上、学校内でＸから事情を詳しく聞いたり、養護教諭やスクールカウンセラーと面談してもらったりするなどの対処方針を検討するのが相当であった。

第６　本件事案発生時の対応の問題点

１　アンケートの取り方

本件事案翌日に、当校は、６年生をランチルームに集めて、Ｘ及びＹについて知っていることを書いてほしいと伝え、白紙の用紙を配り、アンケートを実施した。

ただ、この際の状況について聴き取りにおいて児童らに確認したところ、友だちと話し合ってもよいと言われ、近くの児童と話し合いながら書いたとか、アンケートを書き終えた児童が、まだアンケートを記載中の児童の周りに集まり、どのような記載をするか見ていたとかいう状況であったことが明らかになった。同級生の自死に直面した児童の精神的負担を配慮しての対応かと思われるが、他児童の目を意識した状態で、児童が自分の知っていることを全て記載できていたか疑問が残る。また、他の児童と話し合ったり、他の児童のアンケートを見たりすることが可能な状況の中、白紙の用紙に記載するという方法でアンケートが取られたことで、児童たちが、自分自身が直接見聞きしたことか伝聞によって得た情報か意識しないまま、アンケートを作成する結果となった可能性があることは否定できない。

さらには、記名式ではなかったため、無記名の児童もいて、参考となるべき事項が記載されていたにもかかわらず、再調査において誰が書いたものか分からず、聴き取りによって詳細を確認できなかったものもある。

背景調査の指針は、児童・生徒にアンケートを実施する際の注意点として「自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式ではなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある」としたうえで、直接聞いたことか、亡くなる前に友達から聞いたことか、亡くなった後に友達から聞いたことかなど分けて確認する形の記名式のアンケート案を掲載している。本件においても、このような形式でのアンケートを実施することが望ましかった。

さらに、再調査チームにおいて、教育委員会からアンケートの写しの提供を受けたものの、写しではコピーの都合（端切れ）により作成者や内容が確認できないアンケートが存在したため、原本自体の提供を依頼したところ、捜索したものの確認できないとの回答があった。かかる書類の保管については問題があると言わざるを得ない。

２　心のケアのあり方

本件事案のように、学校コミュニティでの衝撃的な出来事に遭遇すると、

学校構成員（児童・生徒、教職員等）は心身に様々な反応を起こす。それらの反応が長期化、重篤化しないためにも、緊急支援として「心のケア」は必要とされている。福岡県臨床心理士会がまとめた「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」によると、事件・事故等から直接受けた一次被害への対応だけでなく、二次被害の予防も緊急支援プログラムの狙いとされている。二次被害とは、特定の個人を誹謗・中傷したり、憶測や噂話等を拡散したりすることなども含まれている。また、平成２２年３月作成の文部科学省の「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（以下「緊急対応の手引き」という。）によると、心のケアの実施に関して、「ケア会議」を開いて、ケア全体を統括すべきであるということが示されている。

本件事案を受け、翌日には、愛知県のスクールカウンセラースーパーバイザーやパルクとよたのスクールカウンセラー等複数人のスクールカウンセラーが当校に派遣され、当校のスクールカウンセラーとともに複数人で対応したことが確認されている。愛知県臨床心理士会では、学校への緊急支援への仕組みがかなり整っており、本件事案に関しても緊急支援のスクールカウンセラーが素早く導入されたといえる。一方で、学校の体制として「ケア会議」は開催されておらず、校長の聴き取りでも、緊急支援のマニュアルはなかったと述べられている。スーパーバイザーが派遣されていたものの、学校側と個々のスクールカウンセラーとの役割分担が十分に検討されてはいなかったようであった。

また、本件事案後の対応としては、児童の精神的安定を図るための措置であったとは思われるが、児童の希望に応じて、スクールカウンセラーに友だちと一緒に相談に行ってもよいという形式をとっていた。当時は「後追い自殺の防止」を重点に考えていたとのことであり、その視点は重要ではあるが、結果的に、複数の児童が同時にカウンセラーに話をすることで、伝聞が広がりやすく、情報が錯そうし、児童の不安が拡大してしまった面もあったようである。これについては、憶測や噂話等の拡散といった二次被害の予防という観点が弱かったと言わざるを得ない。緊急支援の際に、誰が心のケアの指揮を執り、どのような体制でケアを行っていくのかについて役割の明確化が必要であったといえる。

急な出来事であり、混乱するのはやむを得ないところであるが、適切な役割分担をした上で、児童ひとりひとりの話を聞く場所を確保し、丁寧な個別面談をするのが相当であったと思われる。

３　重大事案発生時の対応準備の不備

児童が自殺することを教員は普段は現実のこととしてあまり考えていな

い。しかし、児童が自殺することはありうることであり、そのために文部科学省も緊急対応の手引きを作成し、背景調査の指針もある。

しかし、当校では、先述のとおり、アンケートの取り方や心のケア等について、必ずしも適切とは言えない対応が存在した。直後の混乱は避けられないものと思われるが、混乱を最小限にとどめるためにも、教育委員会において、事前にアンケートの書式や収集の仕方、スクールカウンセラーの対応等についてマニュアルを定めることが望ましかったといえる。

第７　重大事故再発防止検討委員会の対応や委員会報告の問題点

１　検討委員会委員の構成について

背景調査の指針、国のいじめ防止基本方針のいずれにおいても、調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するものとされ、迅速な調査を実現するため平常時から設置された調査組織を利用する場合には、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められている。

この点、検討委員会の委員は、精神科医１名、弁護士１名、臨床心理士３名で構成されていた。そして、臨床心理士のうち２名は、愛知県のスクールカウンセラースーパーバイザーとして本件事案発生の翌日より当校に緊急派遣され、本件事案に関して当校児童の心のケアに関与した人物と、当校児童の多くが進学する中学校のスクールカウンセラーとして、調査当時、当時の当校児童らのカウンセリングをしている立場にあった人物であった。同委員らはむしろ学校及び教育委員会と一体となって本件事案の対応に当たり、また、児童らの心のケアに尽力した人物であり、本件事案に関する学校及び教育委員会の対応についての調査の客体となるべき立場にあったと言わざるを得ず、たとえ、同委員にその意図がなかったとしても、当校児童に対する調査よりもむしろ当校児童の心のケアに重点が置かれるのではないかとして、公平性・中立性に疑義が生じ得る立場であったと言える。この点、上記委員らの選任理由について教育委員会に確認したところ、「遺族がこれ以上子どもたちを巻き込む調査を望まなかったため、再発防止策の作成に重点を置いた選任となった。基本調査から詳細調査へ迅速に移行するために、速やかに委員会を立ち上げたいとの思いと、背景調査や再発防止策作成のためには子どもたちや学区、及び豊田市をよく知っている方が適任であるとの考えから関係性のある方を選任した。」とした上で、スクールカウンセラースーパーバイザーである委員の選任理由については、「事故の翌日に県教委から緊急派遣で当校に入り、子どもたちのカウンセリングを行った。県のスーパーバイザーであり専門性も高く、当校の子どもたちの様子もわかっている方であるため。」、中学校のスクールカウンセラーである委員の選任理由については、「当校の児童が進学する中学校のスクールカウンセラーであり、学区や子どもたちの様子に精通している方であるため。」との回答があった。

確かに、遺族が、平成３１年３月１４日付書面にて、「これ以上子供たち

を巻き込む調査などは望みません。また報道の自粛も切にお願いいたします。」という談話を連名で発表した事実が存在する。よって、委員会結成時点においては、遺族が再発防止策に重点を置いた調査を希望されている、という認識のもとに、より充実した再発防止策を作成するために当該学区や児童の様子を熟知している委員を敢えて選任した教育委員会の判断は、一定程度理解できるものである。

しかし、検討委員会から調査状況を遺族へ報告する機会などにおいて、遺族らに、「学校で何があったかを知りたい」「できる限りの調査をしてほしい」と徐々に積極的な聴き取りを希望する方向への変化があったことが認められる。このような変化について、再調査チームは、検討委員会議事録や会議の録音から確認したものであり、委員たちにも認識可能であったと思われる。よって、遺族の意向に変化が見られた時点で、本件事案及び学校と無関係の人物に委員を交代するなどして、公平性・中立性を担保するための措置を検討することが望ましかったのではないかと思料する。

また、委員５名のうち４名が精神科医及び心理士という心の専門家であったことも、その選任意図が、再発防止のための心のケアに重点を置くというものであったと思われるが、事実認定を行うという観点からは、偏りがあったと指摘せざるを得ない。

２　児童に対する聴き取り不足

検討委員会がヒアリングを実施した児童は５人のみである（２１人の児童に要請し、そのうち協力すると回答した５人に対して実施している）。

この点は、前記のとおり、遺族が、本件事案発生直後に、子どもを巻き込む調査を望まないという談話を発表したこと、検討委員会発足当時には、遺族から、多くの児童に対し聴き取り調査を求めるような意向は示されなかったことが理由と思われる。

しかし、その後、遺族の意向は徐々に変化し、委員会調査の場で、娘の生前の交友関係や残っていたメモ及び学校側から提供されたアンケート等をもとに、聴き取りを希望する児童２０名について、検討委員会に聴き取り希望の意思を伝えるに至った。検討委員会としてはそのうち５名については既に依頼済みであったこと、１名についてはアンケートが無記名であり要請自体が困難であったこと等もあり、新たに８名への要請をするなどして対応し、さらに、その要請結果を踏まえて、追加して６名に要請するなどしたものの、児童への聴き取りについては、五月雨式に要請が行われ、結果的に遺族の希望を必ずしも反映させられずに調査が進んでしまった。

遺族の気持ちの変化や協力要請に対する回答結果等の状況もあり、やむ

を得なかった面があることは否定できないが、遺族が積極的な聴き取りを希望するような意向を示した時点で、速やかに聴き取り調査の対象者を拡大する方向での方針変更検討が望ましかったのではないかと考える。

３　遺族からの資料提供不足

検討委員会は、遺族から資料の提供を受けて、これを調査し、判断の前提としている。

しかし、再調査においてさらに積極的な資料の提供を依頼したところ、Ｘの遺族からは、Ｘが利用していたタブレット、自主勉ノート、ランドセルなどの現物の提供を受けた。またＹの遺族からは、Ｙが利用していた携帯電話のメールの履歴、連絡ノート、自由帳などの現物提供を受けた。そして、Ｘのタブレット、自主勉ノートなどやＹの携帯電話のメールの履歴、連絡ノート、自由帳などから、先の認定のとおり、重要な事実が確認できた。また、再調査チームにおける検討結果を前提に、遺族と協議の上、遺族から警察に対し、情報開示を求めたところ、事故現場に残されていた遺品や手紙等に関する記録が開示され、遺族の記憶があいまいであった部分について正確な確認ができた。

この点、検討委員会の議事録や録音より、Ｘのタブレットに残っていたＬＩＮＥの履歴についてＸの両親から言及があったことを受けて、ある委員が「もし、やりとりがあれば何らかのヒントになるかもしれない。データを見せてもらえれば。」と発言している事実が確認できる。にもかかわらず、その後、ＸのＬＩＮＥの履歴が調査の対象となった事実は確認できなかった。また、Ｙの携帯電話のメールの履歴についても、Ｙの母から検討委員会に対し、Ｙが携帯電話を持っていて、事故の前日にＹとある児童がやりとりした話がされたものの、その後、携帯電話のメール履歴の提出が要請されたり、調査の対象となったりした事実は確認できなかった。

委員会報告においては、「全校生徒の皆さんへ」で始まる文章について、その全文をＸが書いたことを前提に評価や分析がされている。しかし実際に原本を確認したところ、先に認定したとおり、最後の「でも」からの２文（「でもそのＹちゃんは２人のことが大大大好きなんだって。友だちの絆は深いですね。」）は、その文字の濃さや筆跡が明らかに異なることが確認できた。そのため、再調査チームとしては、Ｘ以外の人物（おそらく同文章を受け取ったＹ）が追記した可能性が高いのではないかと考え、そのように認定したものである。検討委員会が原本を確認したかどうかは定かではないが、仮に原本を確認していれば、当該文章に対する評価や分析が異なったものとなった可能性もあるのではないかと思料する。

第８　本件事案後の再発防止に向けた対応

第１で記載したとおり、検討委員会は、本件事案を受けて調査を実施し、再発防止のための提言を取りまとめ、令和２年６月１８日付委員会報告を教育委員会に提出した。委員会報告においては、「再発防止に向けての提言」として、

【視点１】命を大切にする教育について
【視点２】児童が悩みを周囲の大人へ伝えていく方法について
【視点３】自殺予告や希死念慮への大人の対応について
【視点４】教員による情報共有と学校の組織的対応について
【視点５】児童向け自殺予防教育について
【視点６】スクールカウンセラー、心の相談員等の相談体制について
【視点７】児童に影響を与えるような社会現象について

の７つの視点から、２２ページにわたるさまざまな提言がなされている。

再調査においては、本件事案発生を受けて、再発防止の取組を実施していた教育委員会及び当校が、委員会報告が提出された後は、当該提言を踏まえ、これを活かす形で、より積極的に、再発防止に向けたさまざまな施策を実施していることが確認された。

１　当校の対応

校長からの聴き取りによれば、再発防止のため以下のような対応をしているとのことであった。

（１）校内関係会議の精選と充実

委員会報告は、【視点４】において、小学校においては学級担任の存在が大きく他の人が関わりにくくなってしまう現状を指摘した上で、校務分掌のスリム化と機動的なチーム作りを提言している。これを受け、当校では以下のとおり校内関係会議を精選し、充実させるための取組を実施している。

ア　子どもを語る会

平成３０年度までは、年１０回、職員会議後に２０分程度、各担任から苦慮事案の報告を中心に行っていたものを、令和元年度以降は、全職員の周知を目的に、回数を年３回に縮小した上で、４月は留意すべき児童に関する報告、９月は状況の変化及び対応についての共通理解、２月は年間の成果と課題、次年度の展望という形で、発展的な検討を行う場に変更した。

イ　いじめ・不登校・生徒指導委員会

平成３０年度まで、年４回、校長、教頭、教務、校務、学年主任、生徒指導担当、養護教諭で具体的事案の報告を行う形であったものを、令和元年度以降は、主任級で組織的対応を協議することを目的に、回数を年５回に拡大し、特に心配される事案を中心に、学校としての組織的対応や外部機関との連携が必要な事案を検討する場とした。

しかし、毎回２桁に届く事案数となることが多く、個別の対策徹底にはいまだ至っていないとのことであり、今後の課題と思われる。

ウ　個別ケース会議

令和元年度以降、ケースごとの対応徹底を目的に、１事案ごとに関係者が校長室に集まり、「具体的な次の一手」、「だれがどのように」、「保護者との連携」、「外部機関との連携」を主眼に検討する場を設けているとのことである。

学校としては、個別ケース会議としているが、実態としては、いじめ・生徒指導・不登校対策委員会の随時委員会が開催されているものとして評価できる。

（２）スクールカウンセラーの来校日の増設

平成３０年当時は、２週間に１回（後半は２か月に３回）の来校であったが、令和元年度９月までは、市のカウンセラーと緊急配置の県のカウンセラーで手厚く対応した。また同年１０月以降も現在まで、週１回スクールカウンセラーが来校している。

前記のとおり、児童からの聴き取りにおいては「スクールカウンセラーに相談するという選択肢はない」等の消極的な意見が聞かれたが、現在は、週１回の予約の全コマが埋まる状況とのことであり、学校としてはさらなる来校日の増設を希望している。

（３）心の相談員の配置

委員会報告は、前記【視点６】において、スクールカウンセラーに常に学校にいるほどの勤務時間が確保されていない現状がある中、それを補うものとして、専門資格はないが、教員とは異なるより身近な大人としての「心の相談員」の配置を提言していた。当該提言を受け、当校では、校内を巡回しながら子どもたちに声掛けをしたり、何かあれば相談に乗ったりする形で、心の相談員が１日４時間の来校で、令和２年度までは週１２時間、令和３年度から週１６時間来校している。

校長によれば、近所のおばさんに近い感覚で、子どもたちは心を開いて

何でも話すようになっているとのことである。

（４）相談申込みツールの設置

さらに当校では、令和元年度以降、カウンセラー直通のポスト（鍵付き）を設置した。鍵はカウンセラーが管理し、来校時にポストの中を確認した上で、本人をそっと呼んで話を聞くシステムを構築したところ、月に１、２通の手紙が投函されたとのことである。

令和２年度には、より気軽に相談できるようにするため、ポストに投函するものを、手紙ではなく、だれに相談したいかだけを記載する「いつでも相談カード」とした。カウンセラーはポストを解錠し、同カードを確認した上で、児童が「相談したい人」として記載した教員などに知らせ、その教員が本人をそっと呼んで相談するシステムに変更したものである。これは、委員会報告において、６歳から１２歳までと年齢幅が広い小学校において、児童の年齢が低ければ低いほど、スクールカウンセラーというものがどういう役割をする人か理解するのが難しく、「いつでも身近にいる、安心感・信頼感のおける大人」であることが重要になるのに対し、高学年になるとあまり身近すぎる存在であることが相談のしにくさにつながることが想定されると指摘されていることを受けての変更と思われる。その結果、週に数通のカードが入るようになったとのことである。

さらに、令和３年の１０月からは、タブレットで上記「いつでも相談カード」と同様の申込みができる体制を整えた。その結果、約１か月で５０件の相談依頼が来たとのことであり、児童が相談につながりやすい体制が充実しつつあると評価できる。

（５）相談可能な環境づくり

当校は、オープンスペースが多いため、児童が他の児童の目を気にせず相談できる個室は保健室横の相談室と校長室横の応接室の２か所のみであった。そしてこの相談室について、委員会報告は、保健室で休んでいる子がいると相談の声が聞こえてしまうという欠点を指摘していた。

これを受け、当校は、改装により、令和２年度から新たに周囲を気にせず相談ができるような相談室を設置した。

（６）命の教育の充実・まわりを幸せにする意識の育成

委員会報告は、【視点１】において命を大切にする教育の重要性やあり方について実に６ページにわたって提言をしている。当該提言を受け、当校では、道徳ではもちろん、学級活動、行事、集会、日々の生活の中で、

命を大切に思う心を育てていっている。

その取組は多岐にわたるが、例えば、（＋）助け合う（－）引き受ける（×）声を掛ける（÷）分け合うにあった言動を心掛けることが周りを幸せにしていくという「思いやり算」を全校にまたがるキーワードとして定着させ、常にこれを意識するなどの教育を実践している。

（７）アンケートや相談週間の見直し

委員会報告は、【視点２】において、本件事案当時から年１０回実施していたアンケートについて、教室で回答を求めていたことなどいくつかの改善の余地が見られることを指摘した上で、有効な支援につなげるためのアンケートにするために、９つの視点から実施の在り方を検討すべきと提言している。

これを受け、当校では、学校で記入するという形を改め、自宅で記入して翌日封筒に入れて提出する形に変更した。さらに内容についても、学校生活が楽しいかどうか、困ったことがあるか（まわりで困っている子がいるか）を複数項目から選択肢で問い、最後に誰に相談したいかを記載する形とした。

また、本件事案当時から行っていた担任と学級の全児童が１０日ほどかけて１対１で話す相談週間の実施を７月と１２月の年２回から、２月も加えた年３回と増加させている。

（８）教師が子どもと向き合う時間の創出・教師のカウンセリング力の伸長

教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間の創出のため、家庭訪問、年度末の校内授業研究まとめ冊子作り、部活動の廃止、１２月保護者会の希望制への変更、週案簿の記述の簡素化、職員間の毎朝の打合せの月木の帰りへの変更、打合せ用紙のタブレット配信、職員会議要項の電子配信などの働き方改革を進めている。

また、カウンセリング研修として、スクールカウンセラーによる講話、パルクとよた職員による講話など年２回の研修機会を設けている。

（９）いじめの認知

令和元年度、令和２年度は新型コロナウイルス感染症による学校休校があり、一概に比較できるものではないが、平成３０年度２５７件のいじめの認知に対し、令和元年度３８５件、令和２年度３２５件といじめの新規認知件数が報告されており、適切ないじめの認知に努めている状況がうかがえる。

２　教育委員会の対応

教育委員会も、委員会報告の７つの視点を踏まえ、前記当校取組に記載した体制（人・物に対する予算）等ハード面の充実を図ることに加え、児童・生徒の自殺防止に向けて「子どもの命を守るハートサポートプログラム」を策定し、下記のとおりの施策を実施している。

（１）教育相談技術の向上を目的とした校外研修の実施

年１回学校代表のみを対象に開催していた「いじめ対応研修」を経験年数に応じた研修に見直すこととした（なお、従前年１回学校代表を対象に開催していた「教育相談主任研修」も内容を改めながら継続する。）。

（２）自殺予防教育をテーマにした校内研修の実施

令和２年度より文部科学省作成の資料等を活用してゲートキーパー研修資料を作成し、令和３年度より全教職員を対象とした「ｅラーニング」を実施することとした。

また、子どもの死生観や希死念慮への対応の仕方を学ぶため、令和３年度より４年間をかけて、豊田市内の全小中学校に臨床心理士を派遣し、現職研修訪問を実施する（以降も、各学校４年毎の研修として継続する予定である。）ことを決定している。

（３）自殺予防をテーマにした大人向けの研修の実施

毎年度最後のパルクとよた公開セミナーにて、自殺予防をテーマとした研修会を開催している。

また、子どもの理解に関する家庭教育講座資料を作成し、就学時健診や入学説明会の際に、当該資料を用いた「家庭教育ミニ講座」を実施するものとしている。

（４）命に関わる社会の出来事に関する情報共有の場の設定

後述するパルクとよたのスーパーバイザーが、心のケア（命に関わる話題や世の中で起きた子どもの命にかかわる事件・事故、それに伴う児童・生徒の状況及び接し方、学校の対応についても含む）に関する情報を、教員や保護者、スクールカウンセラー向けに発信している。

（５）学校生活・いじめに関するアンケートの見直し

当校の対応（７）において記載したとおり、既存の「学校生活・いじめ

アンケート」の内容や方法について、当校のみならず全市的に見直すとともに、アンケートの活用について、豊田市内の学校に通知をし、周知した。

（６）保護者・教員向けいじめのサイン発見チェックシートの作成

いじめの早期発見に繋がるよう、保護者向け「いじめのサイン発見チェックシート」を作成するとともに、教員向け「いじめのサイン発見チェックシート」の見直しを行った。

保護者向け「いじめのサイン発見チェックシート」には、保護者が普段と違う子どもの様子について気づけるような視点や子どもの変化に気づいたときの対応の仕方や豊田市の相談窓口等を掲載している。

教員向け「いじめのサイン発見チェックシート」は小学校向け、中学校向けの２種類を作成し、担任が定期的に学級の様子をチェックすることや、学校でのチェックの日を決め、一斉に実施することを提案するとともに、校内で情報共有をし、学校全体で全児童・生徒の様子を把握できるようにすることを提案している。

（７）タブレットを活用した教育相談の仕組みづくり

学習用のタブレットに、児童・生徒が教員に相談でき、教員もすぐに回答内容を閲覧できる仕組みを作成した。また、この仕組みを有効活用するために「学習用タブレットを活用した子供の悩みの把握」導入マニュアルを作成した。前記当校の対応（４）に記載したとおり、当該取組によって、相談件数は激増しており、その効果は顕著であるといえる。

また、人権週間や学校が設定する期間に、「相談することはかっこわるいことじゃないよ」とのメッセージを表示する仕組みを整えた。

（８）相談窓口カードの配布と活用方法の周知

２４時間対応の電話相談窓口やチャット相談窓口を記載した相談窓口カードを作成し（毎年改定）、毎年豊田市立小中学校の全小学１年生及び全中学１年生に配布するとともに、当該カードの保管場所として、小学生はランドセルの前側ポケットのクリア部分や冠裏の時間割表入れ、中学生は生徒手帳を指定し、いつでもみられる状況をつくるようにしている。

（９）自己肯定感を高め、命を大切にする道徳教育の充実

令和２年度から令和４年度の豊田市教育研究会道徳部会の研究テーマを「自己肯定感を高め、命を大切にする児童・生徒の育成」とし、豊田市内の全小中学校で授業実践に取り組むこと等を経て、道徳教育の充実を

図ることを目標に、実践中であるとのことである。

これは委員会報告【視点１】において、豊田市子ども条例を踏まえ、子どもの権利が保障され、自分の権利が守られていることを子ども自身が実感できるようになれば、それぞれの子供が自尊心を持ち、自己を肯定する力を有することができるようになるとの指摘がなされていることを踏まえたものと思われる。

（１０）多忙化解消プランの改訂

教員の多忙化が子どもに向き合う時間や学校内での情報共有を妨げる要因となっていることに着目し、平成３０年度に作成された「豊田市教職員多忙化解消プラン（２０１８~２０２０年度)」を発展させ、教員が児童・生徒と接する時間をさらに増やせるように「豊田市教職員多忙化解消プラン（２０２１～２０２３年度)」を作成した。

また、当該プランに沿って各学校が多忙化解消の取組を実施できているかどうかを確認し、必要に応じて指導・助言を行っている。

（１１）スクールロイヤーの配置

令和２年度から、市総務部法務課の弁護士職員を２名から３名に増員し、３名の弁護士職員がスクールロイヤー機能（学校だけでは対応できない事案等について必要な助言を行い、また必要に応じて保護者とも面談をするなどし、子どもの最善の利益を確保するための支援方法を提案する。）も担うこととした。

（１２）教育相談体制の見直し

従来配置していた教育相談主任に加えて、教育相談コーディネーターを新たな役職として設けた。教育相談コーディネーターは、担任を持たない役職者（教頭）など教職員の教育相談の様子を把握できる者が担当し、教職員への適切な指導や外部機関との連絡調整等の統括を行うことで、全校児童・生徒の心の状況を把握できる組織・相談体制づくりを推進することを目的としている。

（１３）校内いじめ防止対策組織といじめ対応の見直し

「いじめ対策委員会」（学校の核となりいじめに関する方針を決める組織）と「子どもを語る会」（全教職員で情報共有する場）の目的、内容等を明確にし、学校いじめ防止基本方針に記載するとともに、「子どもを語る会」をいじめ防止対策組織の中に位置付けることとした。

また、担任がいじめの兆候を察知した時点からの動きが分かるよう、既存のフロー図を見直し、「いじめ対応マニュアル（ミニマム版）」を作成し、全教員に配布するとともに、教員用学習用タブレットにも掲載することとした。

（１４）相談室の状況把握と整備

当校以外の小中学校についても、改めて相談室の環境を確認するとともに、必要な備品等についてアンケート調査を行うなどし、相談室の相談環境をより良いものとなるよう整備中である。

（１５）スクールカウンセラーの増員とスーパーバイザー配置によるスクールカウンセラーの力量向上

県の予算によって配置されるスクールカウンセラーは、平成３０年も令和３年も３６人である。しかし、豊田市は独自にスクールカウンセラー配置のための予算付けを行い、平成３０年に５人であったものを、令和３年には５５人と、１０倍以上に増員した。その結果、平成３１年度（令和元年度）までは、小学校は隔週１日配置、中学校は週１日配置を原則としていたスクールカウンセラーについて、令和２年度より小学校は週１日配置、中学校は週２日配置を原則とすることが可能となっている。

また、令和２年度より、豊田市の常勤職員としてスーパーバイザーを採用し、パルクとよたに常駐する体制を整えた。同人は学校心理士、臨床心理士、公認心理師等の資格を持ち、特別支援学校での勤務や大学での講義、スクールカウンセラーとしての経験等を有している。スーパーバイザーとして、市内小中学校の全てのスクールカウンセラーへの巡回相談により教職員等と面談をするなどしてスクールカウンセラーの活動状況を把握し助言するとともに、パルクとよたの青少年相談員（臨床心理士）指導助言、特別支援教育相談や、発達障がいのある子どもたちの心理アセスメント、緊急派遣事案への対応、保護者向け研修会の講師等を務めている。教育委員会は、スクールカウンセラーからスーパーバイザーに対して電話や来所での相談ができる体制も整備している。

（１６）心の相談員の増員と研修の充実

平成３１年度（令和元年度）までは希望校のみの配置であったところ、令和２年度からは児童・生徒数２００人以上の学校に一律配置することとし、令和３年度は児童・生徒数５００人以上の小学校には配置時間を一律週４時間増加させるなど、児童・生徒の心に寄り添う存在が多くの時間

配置されるよう体制を整備している。

また、年２回心の相談員研修を実施することとし、スーパーバイザーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を講師とし、教職員との情報共有の仕方や気になる児童・生徒への働きかけなどについて学ぶ機会を設けている。

（１７）校内の大人の増員

地域学校共働本部のボランティアスタッフの活用を促し、地域の方や保護者が校内で児童・生徒と触れ合う機会を増やし、児童・生徒を見守る大人の目を増やすべく、取組を進めている。

３　まとめ

以上のとおり、豊田市は、委員会報告における提言を踏まえ、ソフト・ハード両面で迅速かつ多様な取組を実践している。その背景には、本件事案を受けて、二度と豊田市内で同様のことが起きないようにしようという意気込みが感じられるものであり、高く評価できる。

第９　再発防止に向けての提言

１　いじめ

（１）いじめ防止基本方針の周知徹底

法第１１条に基づき、文部科学大臣は国のいじめ防止基本方針を定め、法第１２条に基づき、豊田市は豊田市いじめ防止基本方針を定め、法第１３条に基づき、各学校は学校いじめ防止基本方針を定めている。

しかし、前記のとおり、当校においては必ずしもいじめ防止基本方針が周知徹底されていない実態が判明した。これは当校のみならず、全国の学校における実情ではないかと思われる。形式的にいじめ防止基本方針を策定したとしても、周知徹底しなければ、本当の意味でのいじめ防止はできないものであり、豊田市及び各学校として、いじめ防止基本方針の周知徹底のための具体的なプログラムの策定等を検討すべきである。

（２）実効性のあるいじめ防止対策組織

学校内のいじめについて迅速かつ適切に対応するためには、いじめ防止対策組織を、校長のリーダーシップの下、実効性のあるものとする必要がある。具体的には、過去のいじめ事案を集積し、加害児童・生徒に対する効果的な指導方法や、担任のクラス運営の問題点を検討することなど、実効性確保のための具体的措置を検討すべきである。

前記のとおり、当校においてはいじめ・不登校・生徒指導委員会の充実が図られたものの、毎回２桁に届く事案数を検討する必要があり、現在においても個別の対策徹底にはいまだ至っていないとのことであった。当校に限らず、いじめの認知力を上げるほど対応件数は増え、事案の共有と確認に追われる可能性があることから、実効性のある組織運営の在り方を、今一度検討する必要がある。

（３）教職員へのいじめ防止研修の実施

いじめの認知に関する問題点は先に指摘したとおりである。当校に限らず、いじめ防止に関する校内研修を実施し、全職員がいじめの定義を正確に理解することが不可欠である。また、いじめの認知について、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策組織で行い、情報共有することや、いじめ解消についても、継続的な見守りの後、いじめ防止対策組織で判断するようにすることが相当である。

いじめの定義は年とともに変化している。これは社会情勢や学校の現状を踏まえての変化であり、だからこそ、現在のいじめの定義を正確に理解していなければ、いじめを見落とすことになる。被害児童・生徒が心身

の苦痛を受けている場合には、継続的なものであるか否かを問わず、いじめとして対応する必要がある。児童・生徒の言葉遣いについても、発言した者の主観に関係なく、相手が心身の苦痛を受けている場合には、適切にいじめと扱い、加害児童・生徒の保護者にも情報提供して、家庭と一緒に指導をしていくのが相当である。

また、担任のみに判断を委ねるのではなく、いじめの疑いがある事案があれば、いじめ防止対策組織に情報提供の上、いじめ防止対策組織において対応を検討していくべきである。

（４）児童・生徒に対するいじめ予防教育

学校は、児童・生徒が集団生活を過ごす場所であり、対人関係トラブルは避けられない。いじめを予防するためには、児童が対人関係スキルを学んでいくことが不可欠である。また、受け手が心身の苦痛を感じていれば「いじめ」であるということを児童・生徒全員が理解し、周囲にそのような友達がいないか、もしいた場合に自分に何ができるかをそれぞれが考え、互いに配慮できるようになることが望ましい。

この点、例えば愛知県弁護士会が実施しているいじめ予防出張授業を利用するなどして、いじめの四層構造（「いじめた子」「いじめられた子」だけでなく、「観衆」「傍観者」が存在すること。）を理解し、いじめを自分とは無関係なことと考え傍観したままにならないような取組を実践していくのが相当である。

（５）児童・生徒へのアンケート手法の見直し

学校内のいじめを認知するために、児童・生徒に対するアンケートを実施して、いじめを受けていないか、悩み事はないかを確認していくことは非常に重要である。

しかし、回数を多く実施すればよいというものではない。委員会報告でも指摘されているとおり、効果的に児童・生徒の悩みについて聞き出せているか、常に検証しながら実施するのが相当である。たとえば、質問の仕方についても、同じ質問ではなく、毎回聞き方を変え、ときにはテーマを絞った質問にしてみたり、他の児童・生徒のいじめを見聞していないか確認するような質問形式にしてみたり、アンケートの中に、いじめの例示を記載し、児童・生徒がアンケートを通じていじめの理解を深められるような工夫をしたりするなど、その時々の状況に応じて見直していく必要がある。

また、児童・生徒に直接悩みを記入させるのではなく、他市で実施して

いるハイパーＱＵといったツールを利用することにより、直接的なアンケートでは把握できないような各児童・生徒のソーシャルスキル尺度やクラスや学年集団の特徴や傾向等を把握する取組の検討も効果的であろう。

（６）加害児童・生徒の指導

教員が、児童・生徒に対して、いじめが起きたときに指導することは非常に重要である。しかし、加害児童・生徒に対する指導については、往々にして、教員が善悪の判断とともに「あるべき」関係性を示し、加害者が被害者に謝罪し、解決したとみなす、いわゆる「仲直りの儀式」でひと区切りとされることがある。しかしこのような対応では、問題は根深く残ってしまう可能性がある。

加害児童・生徒自身の指導にあたっては、その心の闇や背景事情、性格特性等にも十分に配慮した上で、より実効性のある指導を行うことが求められる。具体的には、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、いじめ防止対策組織で指導方針・プログラムを検討し、場合によっては担任ではないいじめ防止対策組織の担当者が指導方針・プログラムに従い、指導するといった方法が考えられる。これについては、文部科学省の令和元年１０月２５日付「不登校児童・生徒への支援の在り方について（通知）」において活用を求められている「児童・生徒理解・支援シート」がいじめの指導においても参考になる。加害児童に対する効果的な指導のためには、学校を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また個々の児童・生徒ごとにいじめを行ったきっかけや理由を的確に把握し、その児童・生徒に合った指導策を策定することが重要である。またその際には、いじめ防止対策組織が中心となり、児童・生徒や保護者と話し合うなどして、指導方針・プログラムを記載した指導シート（以下「指導シート」という。）を作成して、関係者間で情報共有することにより、指導の効果が期待できる。

（７）関係機関等との連携等

法第１７条において、「国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする」とされている。

この点、必要に応じて、教育委員会、医療機関、児童相談所等関係者間

での情報共有、小・中・高等の学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、指導の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要である。いじめが起きた時期によっては、進学や転校により、いじめを受けた児童等に対する支援やいじめを行った児童等に対する指導が不十分になる現状があることは否定できず、本件においてもそのような状況があったことは否めない。しかし、被害児童のみならず加害児童のためにも、加害行為について適切な指導がなされるべきであり、本件事案においていじめに関わった児童に対しても同様である。いじめの再発防止のためには、例えば先述のように指導シートなどを作成して、進学先や転校先に情報提供して引継ぎをするなど関係機関との連携が検討されてしかるべきである。

この点、引継ぎにあたっては個人情報の取扱いに十分留意する必要があり、また、進学や転校により市をまたぐこともありうるところ、豊田市単体で対応・解決できる問題ではない。より効果的ないじめ再発防止のための対応策として、県、あるいは国といった大きな行政単位で、情報共有のための仕組みづくりを積極的に検討されることを望むものである。

２　自殺

近年自殺者の総数は減少傾向にあったが、２０代以下の年齢層の自殺死亡率はほぼ横ばいであった。コロナ禍になり、令和２年の自殺者数が増加に転じたことを受けて、文部科学省は令和３年６月に「児童生徒の自殺予防に係る取組について」課長通知（以下「文科省課長通知」という。）を出している。ここでは学校における早期発見、家庭及び学校内外における見守りについて述べられているが、具体的な対応はいじめと共通していることが多い。

（１）教職員への研修

文部科学省は平成２１年３月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」というマニュアルを作成している。学校現場において、この内容がある程度共通認識されていれば、今回も対応が違っていたのではないかと思われる。

「死にたい」という言葉を聞くと言われた方は激しく動揺して否定したくなる。相手がその言葉を撤回するとその方向に話を進めてしまう。それでは後に述べる児童に向けた予防教育が無駄になってしまう。サインを見逃さないだけではなく、動揺せずに子どもの気持ちをきちんと受け止めるためにも、受け手となる側の研修は必要である。子どもの「死にたい」

という言葉は積極的に死を望むというより「この場から消えてしまいたい」というニュアンスが強く、「死にたいぐらいつらい」気持ちを受け止めてほしいという訴えでもある。

児童の自殺予防にとってゲートキーパーとしての大人、特に担任の役割は重要である。教職員に対しては、ゲートキーパー研修の機会も提供されるべきである。

（２）教職員の情報の共有

「死にたい思い」を傾聴することは非常に大きな負荷を受ける。それを一人で抱え込むことは、その後の適切な判断を困難にすることもある。決して一人で対応せず、校長、教頭、教務主任を含む周りの先生方と情報を共有して対応を考えることが必要である。「誰にも言わないで」と言われたときは「これはとても大事なことで、どうしてもあなたを守りたいから必要な時には他の人に話すこともある」と告げて周囲と相談するべきである。

（３）保護者、関係機関との連携

児童・生徒の自殺企図について学校だけで対応することは難しいので、保護者とも連携をとって見守りをお願いすることになる。この際には、保護者も動揺せずに子どもの気持ちをきちんと受け止めることができるよう、希望する保護者に対してゲートキーパー研修の機会を提供することを提案したい。死にたいという訴えが非常に強い場合には何らかの精神疾患の可能性も考えられるので精神科を受診してもらう方が望ましい。保護者との連携が難しい場合や背景に虐待等が疑われる場合には、児童相談所との連携も必要になる。

専門家を含めた連携のもと、学校と保護者が協力して「死にたい」と訴えた児童を年度で途切らせることなく、長期にわたり丁寧に見守っていくことが求められる。

（４）児童・生徒に対する予防教育

前記のとおり、豊田市教育委員会では、本件事案を受けて、「子どもの命を守るハートサポートプログラム」を作成し、様々な取組を行っている。自殺予防教育をテーマにした校内研修の実施や、自殺予防をテーマにした大人向けの研修の実施が計画的に進められていることは高く評価できるが、児童・生徒を直接対象とした「自殺予防教育」の取組の充実も必要である。児童・生徒を直接対象とした自殺予防教育の実施に当たっては、

「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（以下「手引」という。）にも書かれているとおり、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③ハイリスクの子供のフォローアップが前提条件となる。まずはこれらの前提条件を整える必要がある。

文科省課長通知では、自殺対策基本法第１７条に定める「心の健康の保持に係る教育及び啓発」を推進するため、「各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育」、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「ＳＯＳの出し方に関する教育」という。）を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童・生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童・生徒が安心してＳＯＳを出すことのできる環境の整備に努めること、が示されている。

このように児童・生徒における援助希求的態度の育成を促進するため、特に「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することが重要であるとされている。ハートサポートプログラムの中で命を大切にする授業案の冊子作りに示す４つの「つけたい力」のうち、対人関係スキルの中の「助けを求める」がこれにあたると考えられる。実際の授業について、令和３年度は一部実施されているとのことであるが、今後、各学校で展開していくことが望まれる。

そして、児童・生徒がＳＯＳを出しやすい環境を作ること、ＳＯＳを出した場合、周囲の大人が適切に対応できる仕組みをつくっておくことも併せて必要である。さらにＳＯＳを出せない児童・生徒もいることを鑑み、教職員・保護者が連携して子どもの様子を注意深く見守り、声をかけて、小さなサインを拾い上げていくことも大切である。

豊田市ですでに始まっている自殺予防に関する研修を受けた教職員及びスクールカウンセラーなどが協力して、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育を推進していくことを提言する。

（５）命を大切にする教育

子どもの命を守るハートサポートプログラムにおいて、「自己肯定感を高め、命を大切にする道徳教育の充実」が掲げられており、実際に令和３年度は「自己肯定感を高め、命を大切にする児童生徒の育成」を研究テーマに全小中学校で授業が実践されたとのことである。今後も「自己肯定感を高め、命を大切にする教育」について、児童生徒の発達段階に応じた授業案作りも含め、実践の継続が望まれる。

留意点としては手引にもあるとおり、単に「いのちは大切」といった価値観を一方的に与えるのではないということが重要である。手引には、そのような一方的な教育によって、身近な人を自殺で亡くした人や自傷行為をしてしまう子どもたちは「いのちを大切にできない人（自分）は駄目な存在」と自らを責め、より一層自尊感情を低めてしまう恐れがあるからであると述べられている。

また育った環境によっては、「いのちは大切」という言葉に現実味が感じられないこともあると考えられる。そういう場合には教育プログラムよりむしろ日々の学校生活の中で肯定された経験を重ねることが重要である。授業、委員会、その他の学校行事の中で、自由に意見を言えること、頭ごなしに否定されないこと等の経験は自己肯定感を高めるためにとても重要である。また折々に一人一人の子どもに声をかけていくことは、子どもにとって「存在を認めてもらったこと」であり、自尊感情を高めることにつながる。このようなことが日頃の教育実践でなされていることが望ましい。

（６）早期発見

子どもの心の内を知るためにアンケートは有効な手段になりうるが、いじめのところでも述べたようにその方法には配慮や工夫が必要である。答えやすいように工夫された質問や他の子どもの目を気にせず記入できるようなやり方が検討されてしかるべきである。

教育相談もよい機会である。面接の際に違和感を覚えることがあれば、それが良いヒントになることも多い。聞き流さずに話を深めてもらえるとよいが、話の深め方や対応方法について迷ったり困ったりしたときはスクールカウンセラーなどに相談することも必要である。

児童が自殺に関する相談を持ち掛けるのは児童であることが多いとの報告もあり、ふだんから本人以外からの情報提供の重要性を児童に伝え、ゲートキーパーとしての役割を大人だけでなく、児童と共有することも提案したい。これについて手引には、友達の心のＳＯＳに「気づいて」「寄り添い」「受け止めて」「信頼できる大人」に「つなげよう」という児童生徒向けの授業案の具体例も掲載されている。このように友達の心の危機への対応の仕方についても、上記の児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の中で取り上げられるので、実際の教育現場で取り入れていただき、早期発見につなげたい。

３　その他

（１）専門家の活用

委員会報告における提言を受け、豊田市が市独自の予算にてスクールカウンセラーを増員し、常駐のスーパーバイザーによる相談・フォロー体制を整備してその力量を向上させる取組を行っていることは、高く評価できる。

しかし、児童が抱える問題の背景には、発達障害であったり、貧困、虐待、ＤＶといった家庭環境の問題であったり、複数の問題が重層的に絡み合っていることもある。これらの問題について、学校だけで対応することは困難であり、そのためには適切な関係機関と連携する必要があるところ、問題点を整理し、家庭の問題もフォローしながら、関係機関を繋げるような専門家の関わりが必要になる。

そのために、スクールソーシャルワーカーの積極活用も検討されてしかるべきである。

また豊田市においては、前述のとおり、令和２年度からスクールロイヤー機能を法務課内に配置し、法務に関する弁護士職員の専門的知見を取り入れ、問題が深刻化する前に、相談・支援により教員の負担軽減を図りつつ、児童・生徒の最善の利益を図るための取組が実施されている。

学校内における問題を教員のみで解決することは難しく、様々な専門家がその知識を持ち寄りチームとして対応する「チーム学校」としての取組が求められているところであり、当該取組は教員の負担軽減にもつながる。今後も、積極的な活用が期待されるところである。

（２）子どもの人権の尊重

学校生活においては、しばしば「バカ」「ウザイ」「死ね」などの言葉が日常的に使われ、児童・生徒も、また教員も、そのような言葉に慣れてしまっている現状があるようである。今回の聴き取り調査の中でも、ケンカをしたときなどにお互いに「ウザイ」「ブス」「〇〇のくせに」などの言葉が交わされていたという話が出ており、そのことについて特に問題と感じていない様子が垣間見えた。しかし、このような言葉に心身の苦痛を感じ、自己肯定感を低下させる児童・生徒がいることもまた事実である。人を馬鹿にしたり、さげすんだり、罵倒したりする風潮は、いじめを生む温床ともなるが、日常的にこのようなネガティブな言葉に慣れてしまっていると、相手を傷つけていることに鈍感になってしまう恐れがある。

豊田市子ども条例は、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切り

ひらく主体です」（前文）と宣言した上で、「安心して生きる権利（第５条）」「自分らしく生きる権利（第６条）」「豊かに育つ権利（第７条）」などを規定している。

ネガティブな言葉をぶつけることや、相手を馬鹿にするような態度は、上記のような大切な権利を侵害し、人の尊厳を傷つける行為である。このことを、教職員だけでなく、子どもたち皆が認識した上で、自分も他人も、大切にしていくことが望まれる。

いじめは人権の侵害であるという視点が、学校における日々の教育活動の中でも子どもたちに伝えられ、もっと意識されるとよいであろう。お互いの存在、権利を尊重できる意識の醸成が強く望まれる。

おわりに

再調査において同級生や教員が語ってくれた２人は、明るく思いやりがあり、周囲の人に慕われ、信頼されていました。毎日の出来事に真摯に取り組み、様々なことに喜んだり悩んだり、ときには誰かを好きになったりしながら毎日を送る、普通の小学６年生でした。そんな２人が、中学進学を控え、様々な可能性を秘めた時期に、なぜ自ら命を絶つことになったのか。２人を大切に育ててこられた遺族は、この３年間、はかり知れないつらい思いを抱えながら、この問いかけを続けてこられたものと思います。私たち再調査チームは、少しでもその問いに答えることができるよう、２人の生きてきた過程をたどり、その思いに寄り添いたいと思いながら、再調査を進めてきたつもりです。

再調査開始の時点で本件事案から２年以上が経過していました。当時の同級生たちが中学３年生という時期であったこともあり、再調査への協力依頼に対し、「なぜこの時期に」という問いをいただくこともしばしばでした。その中で、２人の死を心から悼み、積極的に協力をいただいた同級生やその保護者、教員の皆様に心より御礼申し上げます。

再調査においては、本件事案直後のマスコミその他の取材や報道による影響を実感せざるを得ませんでした。前記のとおり、検討委員会が、再発防止に主眼を置いた調査の方針を決定したのは、遺族が、平成３１年３月１４日付書面にて、「これ以上子供たちを巻き込む調査などは望みません。また報道の自粛も切にお願いいたします。」という談話を連名で発表したことによります。しかし、遺族に確認したところ、その意図は、過熱取材により平穏な生活を送れなくなっている当校の児童らが、これ以上混乱したり傷ついたりすることなく、無事に卒業式を迎えてほしい、というものでした。また、聴き取りにおいては、当時の状況について、自らが見聞きしたことかテレビで知ったことかわからなくなってしまったと述べる児童がいました。マスコミその他による過剰な取材や報道がなければ、遺族の意向に沿った形で、より多くの同級生から、児童らの記憶の新しい時期に、より正確な聴き取りを行うことができた可能性もあるのではないかと考えます。

今回、報告書を提出いたしますが、その趣旨は再発防止であり、決して犯人さがしではありません。マスコミをはじめ、これをお読みになる皆さんにおかれましては、この点十分にご留意くださいますよう、また、過度な取材は厳にお控えいただきますよう、お願いいたします。

集団において、いじめは予防策を講じても避けられない問題です。起こりうることを当然の前提として、子ども達の声を早期にキャッチし、いじめられた側やいじめた側と称される子ども達に対し、健全な成長発達を保障するという視点から、早期に適切な支援や指導をしていくことが大切と考えます。

コロナウイルスの蔓延により、ストレスを抱える人が増えています。相次ぐ自然災害で心身共に傷ついている人々もいます。さらに世界に目を向けてみれば戦禍に逃げ惑う人々もいます。命の大切さや魂の尊厳が改めて問いなおされる時代となっています。今こそ、一人ひとりがかけがえのない存在であることを実感できるような教育が求められています。

本報告書が冒頭の問いかけに対する答えになったかどうかは、２人にしかわかりません。ただ、二度とこのようなことが起こらないよう、本報告書がその一助となればと願っています。

最後に、おふたりのご冥福を心よりお祈り申し上げます。